

草の根市民基金・ぐらん 都内草の根助成 2007年度応募要項

草の根市民基金・ぐらんは、草の根の市民活動を応援するために、生活クラブ生活協同組合によって1993年に発足しました。その後、2004年度より「NPO法人コミュニティファンド・まち未来」のもとで、管理運営されてきましたが、今回より「NPO法人ローカルアクション-シンクボッツ・まち未来」に運営主体が移行しています。

この基金は、草の根市民基金・ぐらんの趣旨に賛同した市民からの寄付で成り立っています。行政や企業がつくる基金と違って、市民活動をすすめる人びとが自ら拠出してつくった基金です。

応募要項を良くお読みいただき、ふるってご応募ください。



草の根市民基金・ぐらん 運営委員会

1. 基本的な考え方

草の根市民基金・ぐらん は 市民セクターづくりに貢献します

今日、市民が連帯して自ら問題を解決するとともに、新しい社会のしくみやルールをつくりだしていく必要性が高まっています。特に、地球環境、地域福祉、教育、まちづくり、海外との開発協力などの課題は、行政にサービスや規制を求めるだけでは不十分で、市民自らが参加し、知恵・汗・お金を出しあってこそ、対応できるものです。

今の日本では、企業・行政という二つの大きな経済部門(セクター)が活動してきましたが、いま、市民の協同・公益的な活動が新たな経済部門としてとらえられ、注目されています。

草の根市民基金・ぐらんは、地球上でのできごとを視野にいれながら、市民の自治と協同にもとづく地域社会を担う市民セクターの拡充に寄与していきたいと考えています。

市民活動の 新しい担い手を応援します

地域で市民セクターをつくりだそうとするとき、次のような活動が求められています。

専門的な知識を活用して、政策を提案していく活動

問題がおきた後で対処するというより、問題を先取りしていく活動

行政まかせではなく、継続する事業として市民自らがすすめる活動

これらの活動はお互いに関連しあって、市民の参加や自己成長を促し、自治を拡大していくことにつながるでしょう。また、国をこえた人びとの交流が深まる中で、地域での活動が海外にも目を

むけ協力し学びあう活動として展開される必要もあります。

草の根市民基金・ぐらんは、とくにこうした指向性をもつ活動を応援します。

社会貢献・自主性・ 非営利・公開が原則です

社会貢献とは、私的な利益を求めるのではなく、社会の協同・公共の利益を追求することです。

自主性とは、構成メンバーの自発性にもとづき民主的に運営されていることを意味し、他の団体との独立性も求められます。

非営利の原則は、その活動・事業から生じる利益を構成員が分配しないということの意味しています。

また、市民団体が活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開していくことも必要です。

草の根市民基金・ぐらんは、市民団体の形にこだわらず、その主旨や活動に対して助成します。そのために、市民活動を推進している人々のネットワークからの情報を大いに活用します。

2. 都内草の根助成

1. 助成

(1) 2007年度助成方針

東京都内で食・地域福祉・環境・働く場づくり・教育・その他さまざまなテーマで活動をする市民団体に助成します。

草の根市民基金・ぐらんは応募対象に分野を設けません。また、対象となる費用の幅を広く設定するなど応募のハードルを低くすることにより、市民活動のはじめの一步を支援します。私たちの生活圏であり、身近な地域である東京都内の市民活動を応援し、市民団体と地域でネットワークを築き、相互に知恵・情報・勇気を

与え合う関係作りを目指します。

(2) 助成の対象となる団体

東京都内で活動する市民団体。とくに地域コミュニティをベースとして活動する団体。

* 団体の規模、設立年、活動歴、構成員の国籍を応募の条件とはしません。

* 2006年度の助成団体は助成対象となりません。

* 自立した事業展開ができると考えられる団体は助成の対象としませんが、それらの団体が協力して社会的基盤を整備するような活動は対象とします。

(3) 助成額および助成期間

総額200万円の助成を行います。1団体に対する助成の上限は50万円とし、助成期間は単年度（2008年4月～2009年3月）とします。

(4) 助成の対象となる費用

経常的な運営費の一部

（会議費、交通費、講師謝礼、資料購入費、臨時的な人件費の一部など）

事業立ち上げのための費用

（人件費、広報費、コピー・FAX・PCなどの購入費、事務所賃貸料の一部など）

* 営利に供する費用は対象となりません。

(5) 活動分野の例

応募団体の活動分野・テーマは特に限定しません。過去の実績として以下のような活動に助成しています。

* 子どもの権利、居場所づくり、子育て支援などに継続して取り組んでいる活動

* 地域をベースにして環境問題に継続して取り組んでいる活動

* 障がいを持った子どもたちの学童保育、経済的自立を支えるための活動

* 外国籍児童の学習支援、在日外国人に対する相談活動など

* DVから逃れてくる女性たちのためのシェルター

* 難病患者の在宅支援、地方在住者が都心で

先進医療を受けるための支援

* その他、政策提案のための調査・研究活動

2. 応募の方法

応募に必要な書類は、以下の通りです。

- 1、「都内草の根助成」応募用紙
- 2、団体の規約（またはそれに準ずるもの）
- 3、ニュース類（活動内容が分るもの）
- 4、決算書・予算書

2007年度応募受付期間

2007年10月22日（月）～11月22日（木）

11月22日（木）当日消印有効

応募用紙送付先

〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町2 19 13 ASKビル501

NPO法人ローカルアクション-シンクポッツ・まち未来

上記に定める期間に、応募用紙に必要な事項を記入して必ず簡易書留で郵送してください。

持ち込みは受け付けませんのでご注意ください。

* 11月22日消印有効です。当日消印後については受けられませんのでご注意ください。

3. 選考

(1) 選考者

草の根市民基金・ぐらん運営委員会があたります。

(2) ヒアリング

運営委員または事務局が必要に応じて応募団体へのヒアリングを行ないます。

応募用紙の記載が事実と異なる場合、この基金の趣旨と異なることが明らかな場合は選考の対象になりません。

(3) 書類選考

応募受付を終了した後、下記(6)の選考基準により、公開選考会参加団体を書類にて選考します。

(4) ポイントアクション

公開選考会参加団体を対象として草の根市民基金・ぐらんへの寄付者等による「ポイントアクション」(事前投票)を行ない、その結果は公開選考会に反映されます。

(5) 公開選考会

助成の決定は、書類選考をへて公開で行ないます。公開選考会は2月16日に中野区で行ないません。参加団体には詳細を連絡しますが、当日不参加の場合、棄権の取扱いになりますので、ご注意ください。

(6) 選考基準

助成先を選考するにあたって、下記の視点に重点を置きます。

社会貢献 = 私的な利益だけでなく、社会の協同・公共の利益を追求すること。

自主性 = 構成員の自発性に基づき、民主的に運営されていること

公開性 = 活動内容や財務状況を自ら積極的に公開していくこと

先駆性 = 従来の慣習にこだわらず、進んで新しいことに挑戦すること

継続性 = 継続する事業・活動として、市民自らが進めること

発展性 = 活動や事業を通じて人や組織も育ち、波及効果が予想されること

地域コミュニティ = 地域のニーズや課題に即していること

資金調達 = 他の方法による資金調達が比

較的困難な活動

事業実施能力 = 団体・事業の財政責任が十分に確保されている活動

(7) 減額

選考の結果、助成金額を応募の額よりも減額することがあります。

4. 決定および助成の実施

(1) 決定の通知

* 決定は当該団体に文書で通知するとともに、会報・ホームページに掲載します。

* 助成を受ける団体は草の根市民基金・ぐらん運営委員会と覚書を交わします。

(2) 助成金の支払い

覚書を交わした後、当該団体と相談のうえ1カ月以内を目途に支払います。

5. 報告書の提出および

報告会への参加

助成を受けた団体については、2009年5月31日までに報告書を運営委員会に提出し、2009年7月に行なう交流集会に参加して最終報告を行なうことを義務とします。また2008年7月の交流集会にて中間報告もお願いすることがあります。(中間報告は任意参加です)

* これまでに草の根助成を受けた団体の情報や、昨年度の選考会の様子などについては、「草の根市民基金・ぐらん」のホームページをご覧ください。

* 応募用紙については、ホームページからもダウンロードすることができます。

ホームページ <http://citizensfund-grand.org/>

応募に関するお問合せは、下記事務局へ
NPO法人ローカルアクション-シンクポッツ・まち未来
〒160-0021

東京都新宿区歌舞伎町219-13 ASKビル501

TEL.03-5941-7948 FAX.03-3200-9250

メール: grand@citizensfund-grand.org

発行日: 2007年10月1日

発行責任者: 草の根市民基金運営委員長 樋口蓉子